

非常変災時の措置について（保存版）

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いします。

記

午前 7 時の時点及び午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、台風の接近や地震の発生などがあった場合は、下に示す基準により、学校は臨時休業となります。

ア 大阪市において、「**暴風警報**」若しくは「**暴風雪警報**」又は「**特別警報**」が発表された場合。

イ 住吉区のいずれかの地域において大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル 3（高齢者等は避難）」、「警戒レベル 4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- 大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）
- おおさか防災ネット（メール登録もできます）
- 大阪市危機管理室 X
- LINE 大阪市公式アカウント
- NHK速報
- 緊急速報メール（当該区にいらっしゃる方のみ）
- 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、**震度 5 弱以上の地震が発生**（気象庁発表）した場合。

※ 児童がすでに登校している場合や始業時刻後に上記のようなことが発生した場合は、児童は学校待機とし、保護者の方に迎えに来ていただくの下校となります。その際は、ミマモルメ・ホームページでお知らせしますので、必ず参照をしてください。ただし、校区内に河川氾濫警戒レベル 4（全員避難）の発令がなされた場合、校内で児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

◎午前 7 時を過ぎて始業時刻までに臨時休業とする場合、ミマモルメ・ホームページでお知らせします。

◎学校が臨時休業の場合「いきいき活動」も休業となります。